

群馬県市町村会館管理組合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成29年6月1日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、非常勤の職員(別に定めるものを除く。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤の特別職の職員(以下「非常勤特別職」という。)の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の一般職の職員(以下「非常勤一般職」という。)のうち、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条第1項の規定により任用されるものの報酬の額は、別表第2のとおりとする。

3 非常勤一般職のうち、地方公務員法第22条第5項の規定により任用されるものの報酬の額は、時給1,500円の範囲内で管理者が別に定める。

(報酬の支給方法)

第3条 非常勤の職員の報酬が日額又は時給で定められている場合の支給方法は、公務のため出務した日数又は時間に応じて、公務に従事後に支給する。

第4条 非常勤の職員の報酬が月額で定められている場合の支給方法は、常勤の一般職の職員の例による。

第5条 非常勤の職員の報酬が年額で定められている場合の支給方法は、毎年2回に分割して、9月及び翌年3月に支給する。

2 1年の途中において年額の報酬を受ける非常勤の職員となった者に対する報酬は、新たに就いた非常勤の職員の報酬の額にその日の属する月からの月数を乗じ12で除した額を支給する。ただし、退職した非常勤の職員が退職の日に、他の非常勤の職員となったときは、その日の属する月の翌月分から支給する。

3 非常勤の職員が退職したときは、前項に準じその月まで報酬を支給する。

4 前3項において就退職の日の属する月については、日割計算により報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額及び支給方法等は、常勤の一般職の職員の例による。

3 前2項に定めるもののほか、非常勤の職員に対し、費用弁償として通勤費用相当額を支給する。この場合における支給方法等は、常勤の一般職の職員の例による。

(補則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

職名	報酬	
	種別	金額
嘱託員	月額	218,000円

別表第2 (第2条関係)

報酬		
種別	号給	金額
月額	1	126,000円
	2	128,900円
	3	131,700円
	4	134,500円